資料1

令和２年改正個人情報保護法
ガイドライン（案）について

令和３年６月４日

個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission

概　要

令和２年改正個人情報保護法の概要

１．個人の権利の在り方

- **利用停止・消去等の個人の請求権**について、一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充**する。
- **保有個人データの開示方法**（現行、原則、書面の交付）について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できる**ようにする。
- 個人データの授受に関する**第三者提供記録**について、**本人が開示請求できる**ようにする。
- ６ヶ月以内に消去する**短期保存データ**について、保有個人データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象**とする。
- オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、**①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外**とする。

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

２．事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合（※）に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。

（※）一定の類型（要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等

- **違法又は不当な行為を助長する**等の**不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

３．事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度（※）に加え、**企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。**

（※）現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野（部門）を対象とする。

４．データ利活用の在り方

- 氏名等を削除した**「仮名加工情報」を創設**し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認を義務**付ける。

５．ペナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の**法定刑を引き上げる**。
- 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、**法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる**(法人重科)。

６．法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、**罰則によって担保された報告徴収・命令の対象**とする。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等**を求める。

令和２年改正個人情報保護法　施行に向けたスケジュール（見込み）

（令和３年５月31日時点）

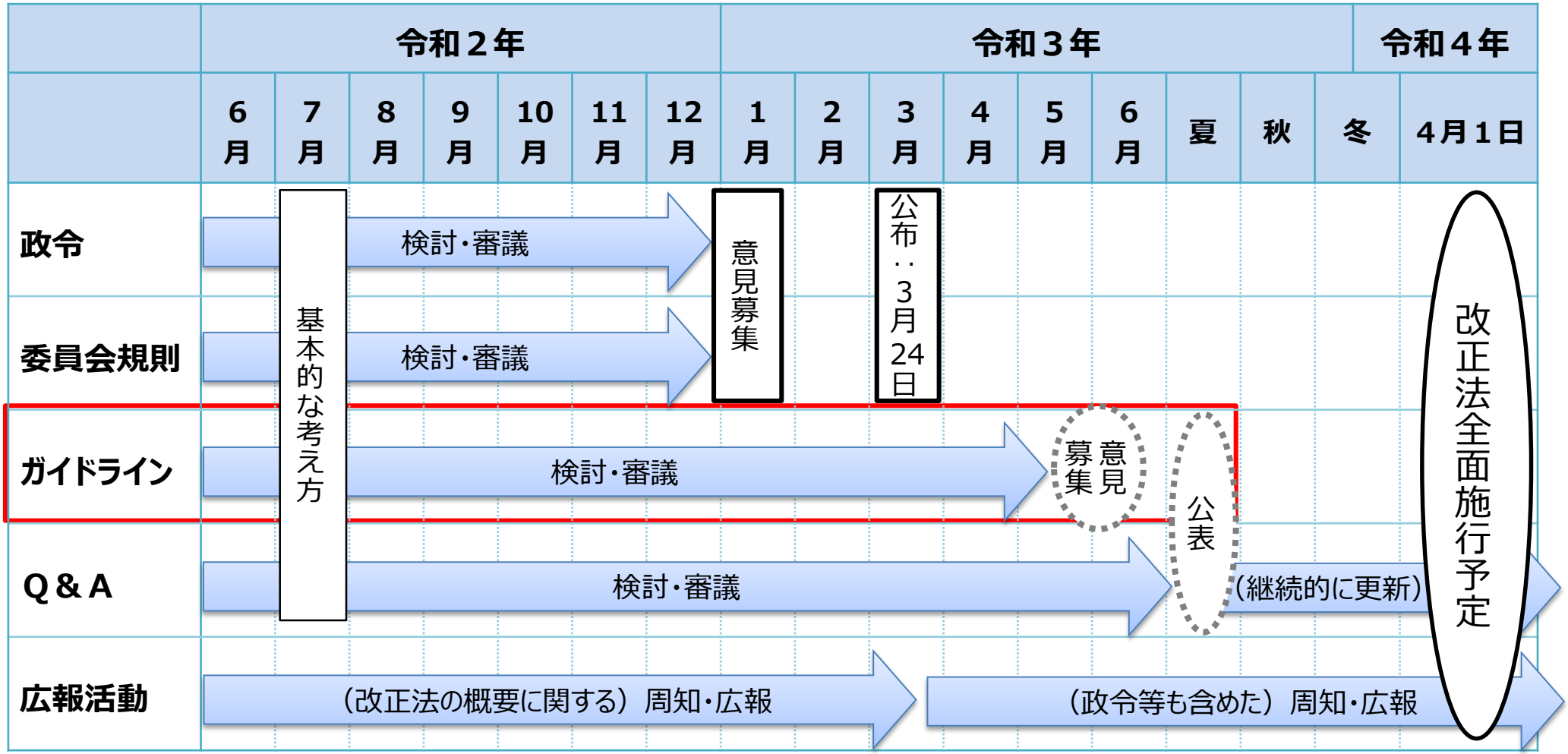

※このほか、個人情報の保護に関する基本方針についての改正も予定。

※上記の表は、第144回個人情報保護委員会（令和２年６月15日）資料１の「改正法の円滑な施行に向けたロードマップ」について、検討状況等を踏まえて修正したものであり、現時点での大まかな見込みのため、今後の状況によって変わり得る。

（参考）令和２年改正個人情報保護法　ガイドライン案の意見募集について

現在、以下により令和２年改正個人情報保護法に係るガイドライン案について意見募集を実施中。	
意見募集対象	● 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） ● 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案） ● 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）の一部を改正する告示（案） ● 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）の一部を改正する告示（案） ● 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）（案）
意見提出期限	令和３年６月18日（木）まで （郵送の場合は同日消印有効・FAXの場合は同日到着分まで）

令和２年改正個人情報保護法　ガイドライン案の概要　①

テーマ	法・政令・規則改正の内容	ガイドライン案の改正内容
1.利用停止等 P９-P12	一部の法違反の場合に加えて、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する	• **本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合**について、利用停止等が認められる事例や認められない事例を含め解釈を具体的に記載 ➢ 利用停止等が認められる事例…ダイレクトメール送付停止を求めたにもかかわらず、繰り返し送付される場合 ➢ 認められない事例…電話会社からの料金支払いを免れるため、課金に必要な情報の利用停止等を請求する場合
2.保有個人データの開示方法 P13-P14	電磁的記録の提供を含め、本人が開示方法を指示できるようにする	• **電磁的記録の提供による方法**等について、事例を含め解釈を具体的に記載 ➢ 電磁的記録の提供による方法の事例…CD-ROM等の媒体を郵送する方法、電子メールを送信する方法、ウェブサイト上でダウンロードしてもらう方法
3.漏えい等報告・本人通知 P15-P17	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（要配慮個人情報、財産的被害が発生するおそれがある漏えい等）に、委員会への報告（速報・確報の２段階）及び本人通知を義務化する	• **委員会への報告を要する事態**について、事例を含め解釈を具体的に記載するとともに、**委員会への速報・確報の時間的制限の考え方**等を記載 ➢ 財産的被害が発生するおそれがある漏えい等に該当する事例…ECサイトからクレジットカード番号が漏えいした場合 ➢ 速報の時間的制限の目安として、事態の発生を知った時点から概ね3日～5日以内（確報については、規則において原則30日以内と規定）
4.不適正利用の禁止 P18-P20	違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する	• **不適正な方法による個人情報の利用に該当すると考えられる場合**について、事例を含めて解釈を具体的に記載 ➢ 該当する事例…採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用

令和２年改正個人情報保護法　ガイドライン案の概要　②

テーマ	法・政令・規則改正の内容	ガイドライン案の改正内容
認定団体制度の充実	現行制度に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする	• 今般の法改正も契機に、**認定団体の望ましい取組の方向性**を示すためのガイドラインを認定団体編として新設 • 制度の目的・意義に加え、①求められる具体的な業務（苦情処理、情報提供等）、②自主ルールの策定等、③漏えい等報告等について記載
5.公表事項等 P21-P22	安全管理のために講じた措置を法定公表事項に追加する	• 安全管理の観点から公表すべき事項として、個人データの取扱いに関する責任者を設置している旨、個人データを取り扱う従業者及び当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化している旨等を記載 • 外国の制度等を把握した上で、安全管理措置を講ずべき旨を明確化 • 現行法で義務付けられている利用目的の規定に関し、本人が合理的に予測等できないような個人データの処理（ex.いわゆる「プロファイリング」）が行われる場合、本人が予測できる程度に利用目的を特定しなければならない旨を明確化
仮名加工情報	「仮名加工情報」を創設し、利用を内部分析等に限定することを条件に、利用目的の変更の制限等を緩和する	• **仮名加工情報の加工基準等**について、事例を含め解釈を具体的に記載 ➢ 仮名加工情報の加工基準に従った加工の事例…氏名、年齢、性別、サービス利用履歴が含まれる個人情報を加工する場合：氏名を削除

令和２年改正個人情報保護法　ガイドライン案の概要　③

テーマ	法・政令・規則改正の内容	ガイドライン案の改正内容
6.個人関連情報 P23-P31	提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける	• **同意取得の主体**、**同意取得の方法**等について、事例を含め解釈を具体的に記載 ➢ 同意取得の主体…原則、情報を利用する主体となる提供先が同意を取得する ➢ 同意取得の方法…同意取得にあたっては、対象となる個人関連情報の範囲を示した上で、明示の同意を要する
7.越境移転 P32-P39	• 本人同意に基づく越境移転：同意の取得時に、本人への情報提供を求める • 体制整備要件に基づく越境移転：移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求める	• **同意取得時の情報提供**、**体制整備要件に基づく越境移転時に移転元が講ずべき「必要な措置」**について、事例を含め解釈を具体的に記載 ➢ 同意取得時に提供すべき情報の考え方…本人がリスクを適切に把握できるよう、 ✓ 移転先が所在する外国の名称、 ✓ 個人情報保護制度等に関して、我が国の制度や我が国事業者に求められる措置との本質的な差異 についての情報提供を求める ➢ 体制整備要件に係る「必要な措置」… ✓ 年一回程度、移転先における個人データの取扱状況及びこれに影響を及ぼすおそれのある外国制度の有無等を確認、 ✓ 契約違反等の問題が生じた場合には、その是正を求める ✓ 問題が解消されず適正な取扱いの継続的な確保が困難となった場合は、個人データの提供を停止

※　その他、開示方法、第三者提供記録の開示、オプトアウト規定、域外適用等の改正法に係る解説を追加するなどの所要の改正を実施

令和２年改正個人情報保護法　ガイドライン（案）のポイント

利用停止・消去等の個人の請求権

● **利用停止・消去等の個人の請求権**について、一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充**する。

現　行	改正後
● 利用停止・消去ができるのは、目的外利用、不正取得の場合に限定（§30①） ● 第三者提供の停止ができるのは、第三者提供義務違反の場合に限定（§30③）	現行の場合に加えて、 ① 利用する必要がなくなった場合 ② 重大な漏えい等が発生した場合 ③ 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合 にも**拡充**※（§30⑤）

※**本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度**で対応。ただし、利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、**代替措置**をとるときは、この限りでない。（§30⑥）

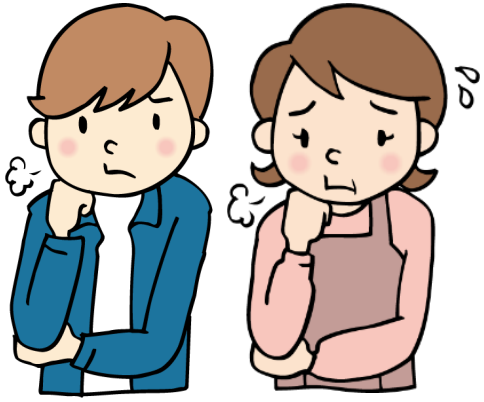

本人

現行の利用停止・消去等の請求（§30①③）

（現行の要件に加えて、）
改正後の要件による利用停止・消去等の請求（§30⑤）

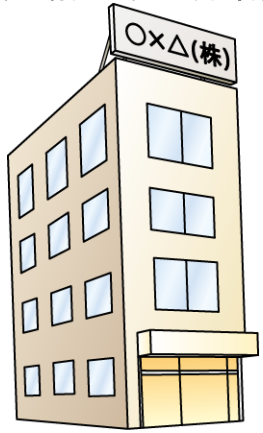

個人情報取扱事業者

利用停止・消去等の個人の請求権

？「利用する必要がなくなった場合」とはどのような場合をいいますか？

「利用する必要がなくなった」とは、法第19条と同様に、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、**利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合**等をいいます。

？「利用する必要がなくなった場合」として利用停止等が認められるのはどのような事例ですか？

利用停止等が認められる事例として、以下のような事例が挙げられます。

- ダイレクトメールを送付するために保有していた情報について、本人からの求めを受ける等して、ダイレクトメールの送付を停止した後、本人が消去を請求した場合
- 採用応募者のうち、採用に至らなかった応募者の情報について、再応募への対応等のための合理的な期間が経過した後に、採用応募者が利用停止等を請求した場合

？「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」とはどのような場合をいいますか？

法目的に照らして保護に値する正当な利益が存在し、それが侵害されるおそれがある場合をいいます。

「正当」かどうかは、相手方である個人情報取扱事業者との関係で決まるものであり、個人情報取扱事業者に本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情がない限りは、個人情報取扱事業者は請求に応じる必要があります。

「おそれ」は、一般人の認識を基準として、客観的に判断します。

利用停止・消去等の個人の請求権

？「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれ」があるとして利用停止等が認められるのはどのような事例ですか？

利用停止等が認められる事例として、以下のような事例が挙げられます。

- ダイレクトメールの送付を受けた本人が、送付の停止を求める意思を表示したにもかかわらず、個人情報取扱事業者がダイレクトメールを繰り返し送付していることから、本人が利用停止等を請求する場合
- 個人情報取扱事業者が、法第23条第1項に違反して第三者提供を行い、本人を識別する保有個人データについても本人の同意なく提供されるおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合
- 個人情報取扱事業者が、退職した従業員の情報を現在も自社の従業員であるようにホームページ等に掲載し、これによって本人に不利益が生じていることから、本人が利用停止等を請求する場合

？「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれ」がないとして利用停止等が認められないのはどのような事例ですか？

利用停止等が認められない事例として、以下のような事例が挙げられます。

- 電話の加入者が、電話料金の支払いを免れるため、電話会社に対して課金に必要な情報の利用停止等を請求する場合
- 過去に利用規約に違反したことを理由としてサービスの強制退会処分を受けた者が、再度当該サービスを利用するため、当該サービスを提供する個人情報取扱事業者に対して強制退会処分を受けたことを含むユーザー情報の利用停止等を請求する場合
- 過去の信用情報に基づく融資審査により新たな融資を受けることが困難になった者が、新規の借入れを受けるため、当該信用情報を保有している個人情報取扱事業者に対して現に審査に必要な信用情報の利用停止等又は第三者提供の停止を請求する場合

利用停止・消去等の個人の請求権

？「本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度」での対応として考えられるのはどのような事例ですか？

「本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度」での対応として、以下のような事例が挙げられます。

- 本人から保有個人データの全てについて、利用停止等が請求された場合に、一部の保有個人データの利用停止等によって、生じている本人の権利利益の侵害のおそれを防止できるものとして、一部の保有個人データに限定して対応を行う場合
- 法第23条第1項に違反して第三者提供が行われているとして保有個人データの消去を請求された場合に、利用停止又は第三者提供の停止による対応によって、生じている本人の権利利益の侵害のおそれを防止できるものとして、利用停止又は第三者提供の停止による対応を行う場合

？代替措置による対応が考えられるのはどのような事例ですか？

代替措置による対応として、以下のような事例が挙げられます。

- 個人情報保護委員会への報告の対象となる重大な漏えい等が発生した場合において、当該本人との契約が存続しているため、利用停止等が困難であるとして、以後漏えい等の事態が生じることがないよう、必要かつ適切な再発防止策を講じる場合
- 他の法令の規定により保存が義務付けられている保有個人データを直ちに消去する代わりに、当該法令の規定による保存期間の終了後に消去することを約束する場合

保有個人データの開示方法

- **保有個人データの開示方法**について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できる**ようにする。

現　行	改正後
保有個人データの開示方法は、**書面の交付**による方法が原則（§28①②）	保有個人データの開示方法について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする**（§28①②）

？　本人が指示できる方法とは、具体的にどのような方法ですか？

委員会規則において、本人が請求することができる方法は、①電磁的記録の提供、②書面の交付、③その他事業者の定める方法としています。

このうち、①電磁的記録の提供については、CD-ROM等の媒体を郵送する方法、電子メールを送信する方法、ウェブサイト上でダウンロードしてもらう方法など、事業者がファイル形式や記録媒体などの具体的方法を定めることができますが、可読性・検索性のある形式による提供等、できる限り本人の要望に沿って対応することが望ましいと考えられます。

？　電磁的記録の提供が困難な場合であっても、電磁的記録による提供が必要ですか？

現行法同様に書面による交付が認められる場合はありますが、個人情報取扱事業者が当該開示請求に応じるために大規模なシステム改修を行わなければならず多額の費用を要する場合など、電磁的記録による開示が困難な場合に限られます。

（参考）開示等の請求等に応じる手続

- **開示請求全体のデジタル化を進める観点**から、ガイドライン案において以下を記載。
  - ✓ 受付方法の事例として、ウェブサイトなどのオンラインでの受付を追加
  - ✓ 本人確認の事例として、公的個人認証による電子署名を追加
- **本人が開示請求手続を把握できるようにしておくことが重要**である旨をガイドライン案に明記した上で、以下を記載。
  - ✓ ホームページへの掲載による場合、**本人が簡単な操作によって該当箇所へ到達**でき、円滑に請求等を行えるようにしておくことが望ましい。

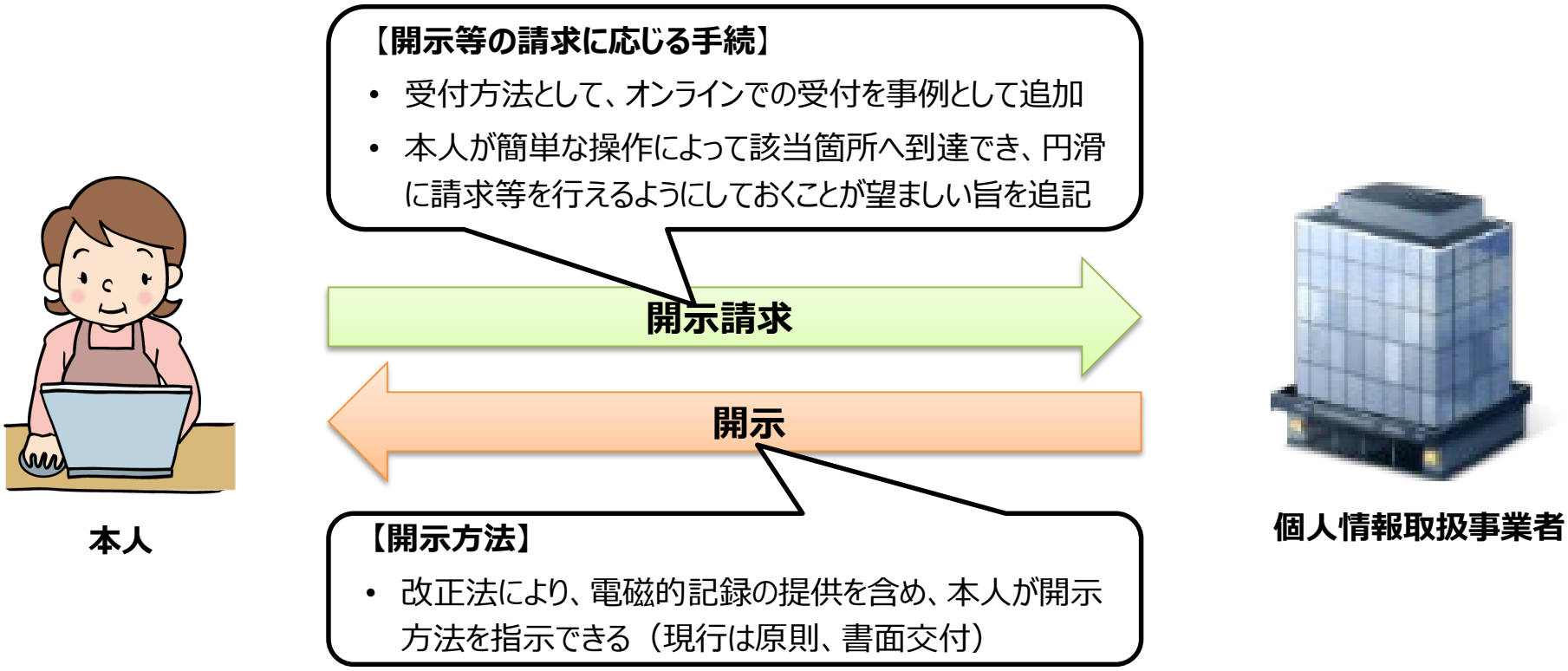

漏えい等報告等の義務化

●漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。

現　行	改正後
個人情報保護委員会に報告及び本人通知するよう**努める**（委員会告示）	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合に、**個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化**する（§22-２）

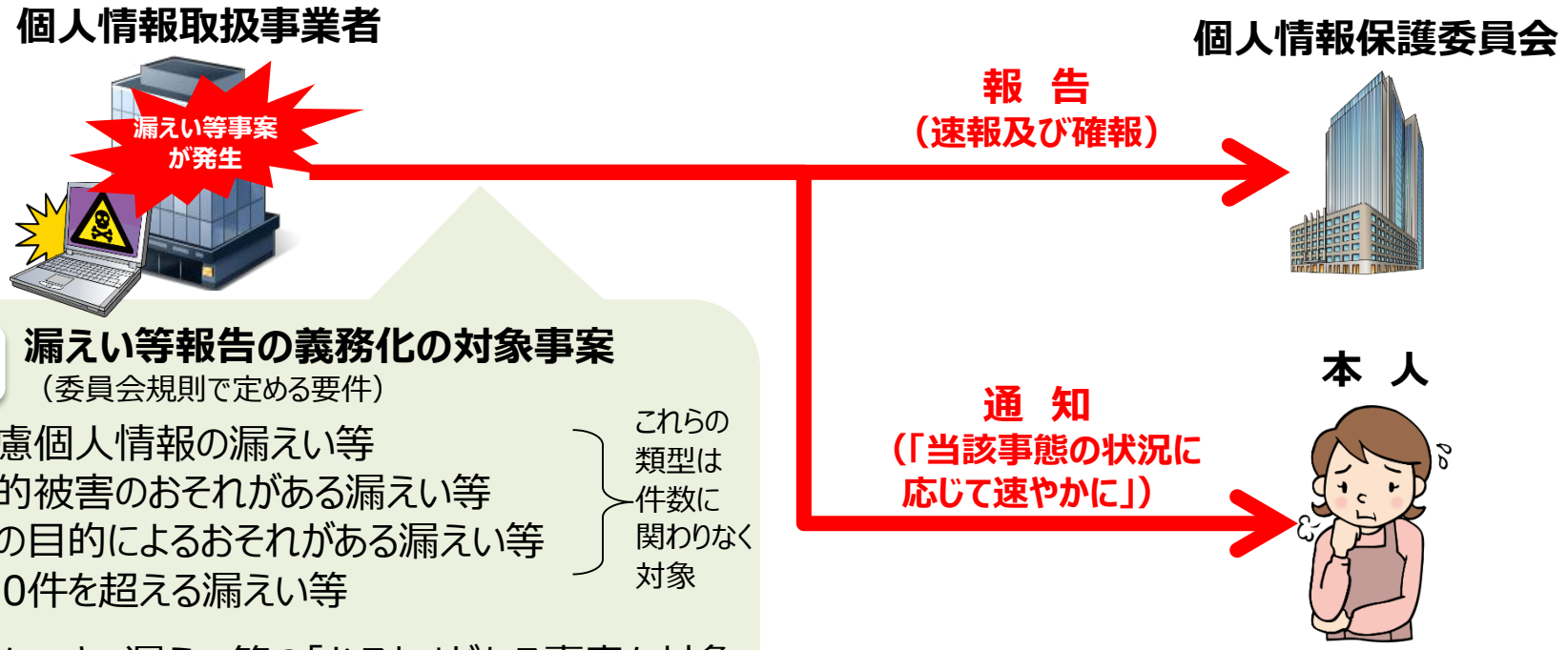

漏えい等報告の義務化の対象事案
（委員会規則で定める要件）

- 要配慮個人情報の漏えい等
- 財産的被害のおそれがある漏えい等
- 不正の目的によるおそれがある漏えい等
- 1,000件を超える漏えい等

これらの類型は件数に関わりなく対象

※各類型につき、漏えい等の「おそれ」がある事案も対象。

漏えい等報告等の義務化

？ 漏えい等報告はどのような事案で行う必要がありますか？

類型	報告を要する事例
要配慮個人情報の漏えい等	従業員の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした場合
財産的被害のおそれがある漏えい等	送金や決済機能のあるウェブサービスのログインIDとパスワードの組み合わせを含む個人データが漏えいした場合
不正の目的によるおそれがある漏えい等	不正アクセスにより個人データが漏えいした場合
1,000件を超える漏えい等	システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となり、当該個人データに係る本人の数が1,000人を超える場合

？ 漏えい等報告について、報告の期限はどのようになっていますか？

速報と確報の二段階で行う必要があります。

	時間的制限	報告内容
速報	報告対象の事態を知って「速やかに」（個別の事案によるものの、当該事態を知った時点から概ね3～5日以内）	報告をしようとする時点において把握している内容
確報	報告対象の事態を知ってから30日以内（不正の目的によるおそれがある漏えい等の場合は60日以内）	全ての報告事項（合理的努力を尽くしても、全ての事項を報告できない場合は、判明次第、報告を追完）

漏えい等報告等の義務化

？「当該事態の状況に応じて速やかに」本人への通知を行うとは、具体的にどのようなことをいいますか？

速やかに通知を行うことを求めるものですが、具体的に通知を行う時点は、個別の事案において、その時点で把握している事態の内容、通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断します。

【その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例（※）】

- 漏えい等のおそれが生じたものの、事案がほとんど判明しておらず、その時点で本人に通知したとしても、本人が必要な措置を講じられる見込みがなく、かえって混乱が生じるおそれがある場合

（※）「当該事態の状況に応じて速やかに」本人への通知を行うべきことに変わりはない。

？本人への通知はどのような事案で行う必要がありますか？

漏えい等報告の義務化されている事案では、本人に対する通知を行う必要があります。

ただし、本人への通知が困難である場合には、代替措置を講ずることによる対応が認められます。

	考えられる具体例
通知が困難	● 保有する個人データの中に本人の連絡先が含まれていない ● 連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡ができない
代替措置	● 事案の公表 ● 問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの個人データが対象となっているか否かを確認できるようにする

不適正な方法による利用の禁止

● **違法又は不当な行為を助長する**等の**不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

現　行	改正後
個人情報取扱事業者は個人情報を**適正に取得すべき**ことを法定（§17）	「適正な取得」義務に加えて、**「不適正な利用」を禁止** ※具体的には、**違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない**旨を法定（§16-２）

？　「違法又は不当な行為」とはどのような行為をいいますか？

法第16条の２における「違法又は不当な行為」とは、

- **個人情報保護法その他の法令に違反する行為**
- 直ちに違法とは言えないものの、**個人情報保護法その他の法令の制度趣旨や公序良俗に反している等、社会通念上、適正とは認められない行為**

をいいます。

「違法又は不当な行為」の例
暴力団員により行われる暴力的要求行為、本人に対して正当な理由なく行われる違法な差別的取扱い　等

不適正な方法による利用の禁止

？ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発する「おそれ」とはどのように判断されますか？

法第16条の２における「おそれ」の有無は、個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長又は誘発することについて、**社会通念上蓋然性が認められるか否か**により判断されます。
この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における個人情報取扱事業者の認識及び予見可能性も踏まえる必要があります。

「おそれ」が認められると考えられる例：

- 提供先が個人情報を違法に利用していることを認識している等、自己が提供する個人情報についても、同様に違法に利用されることが予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して個人情報を提供する場合

「おそれ」が認められないと考えられる例：

- 提供先が個人情報の取得目的を偽っており、当該提供先が取得した個人情報を違法に利用することについて、一般的な注意力をもってしても予見できない状況で、当該提供先に対して個人情報を提供する場合

不適正な方法による利用の禁止

？ 不適正利用に該当する事例としては、どのようなものが考えられますか？

例えば、下記のような、**相当程度悪質なケース**が想定されます。

- 違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、**違法な行為を営むことが疑われる事業者に対して、個人情報を提供すること**。
- 裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報について、違法な差別が誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを**集約してデータベース化し、インターネット上で公開すること**。
- 暴力団員により行われる暴力的要求行為等の不当な行為を助長し、又は誘発するおそれが予見できるにもかかわらず、不当要求による被害を防止するために必要な業務を行う**各事業者の責任者の名簿等を、みだりに開示し、又は暴力団等に対しその存在を明らかにすること**。
- 提供先において法第23条第１項に違反する第三者提供がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、**個人情報を提供すること**。
- 性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する**違法な差別的取扱いを行うために、採用選考を通じて取得した個人情報を利用すること**。
- 広告配信を行っている事業者が、違法薬物等の**違法な商品の広告配信のために**、自社で取得した**個人情報を利用すること**。

公表事項等の充実

- どのような安全管理措置が講じられているかについて、本人が把握できるようにする観点から、**法定公表事項として、安全管理のために講じた措置※を追加**する。
- **本人が合理的に予測できる程度に利用目的を特定しなければならない旨を明確化**する。

※組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、外的環境の把握等

現　行	改正後
• 事業者の名称、利用目的、開示請求等の手続、苦情の申出先等を公表事項として規定（§27①、令§８） • 個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならない（§15①）	• **安全管理のために講じた措置**（公表により支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）**を公表事項として追加**（§27①、令§８） • 合理的に予測等できないような個人データの処理（ex.いわゆる「プロファイリング」）が行われる場合、**本人が予測できる程度に利用目的を特定しなければならない旨を明確化**（§15①）

？　どのようなものが、公表により支障を及ぼすおそれがあるものに該当しますか？

例えば、下記のようなものが考えられます。

- 個人データが記録された機器等の廃棄方法
- 個人データ管理区域の入退室管理方法
- アクセス制御の範囲、アクセス者の認証手法
- 不正アクセス防止措置の内容　　等

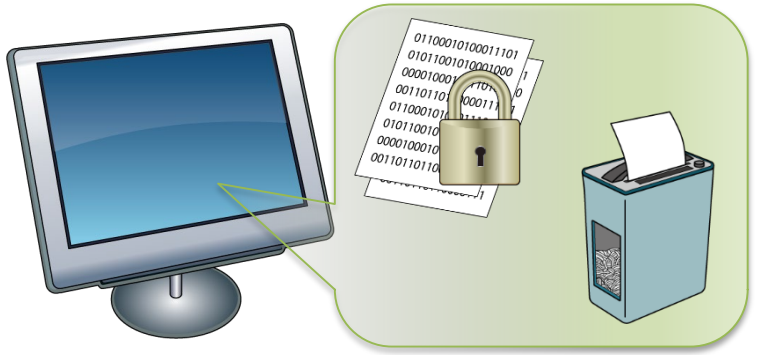

公表事項等の充実

？ 「外的環境の把握」については、どのような内容の公表が求められますか？

外国における個人データの取扱いに関わる外的環境のリスクとしての高まりを重視し、事業者が、外国において個人データを取り扱う場合、**当該外国の制度等を把握した上で安全管理措置を講ずべき**旨を、ガイドライン案で明確化しております。

この「外的環境の把握」に係る公表事項としては、例えば、「**個人データを保管しているA国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施**」といった内容が考えられます。

なお、本人の適切な理解と関与を促す観点から、**当該外国の制度についても公表を行うといった対応は望ましいもの**と考えられます。

？ 本人が合理的に予測できる程度の利用目的の特定については、どのような内容とすることが求められますか？

例えば、いわゆる**「プロファイリング」といった、本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、事業者はどのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならず**、以下のような内容が考えられます。

① 取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。

② 取得した行動履歴等の情報を分析し、結果をスコア化した上で、当該スコアを第三者へ提供いたします。

個人関連情報の第三者提供規制

- 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとして取得することが想定される情報の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認を義務**付ける。（§26-２）

A社

- **A社では、誰の個人データか分からない**

B社において個人データとなることが想定される場合は原則本人の同意が必要

個人関連情報

ID等	購買履歴
1	ミルクティー、おにぎり、アンパン･･･
2	紅茶、サンドイッチ、アイス･･･
3	スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶･･･
4	時刻表、デジカメ、書籍･･･

B社

- **B社は、A社とID等を共有。**
- **B社では、ID等に紐づいた個人データを保有。**

個人データ

氏名	年齢	ID等
山田一子	55歳	1
佐藤二郎	37歳	2
鈴木三郎	48歳	3
高橋四郎	33歳	4

個人データ

氏名	年齢	ID等	購買履歴
山田一子	55歳	1	ミルクティー、おにぎり、アンパン･･･
佐藤二郎	37歳	2	紅茶、サンドイッチ、アイス･･･
鈴木三郎	48歳	3	スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶･･･
高橋四郎	33歳	4	時刻表、デジカメ、書籍･･･

A社から提供されたデータをID等を使って自社内の個人データと結合

個人関連情報の第三者提供規制

？ 個人関連情報とはどのようなものをいいますか？

「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」をいいます。例えば、以下のようなものが該当します。

- Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴
- ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴
- ある個人の位置情報

？ 個人関連情報の第三者提供規制はどのような場合に適用されますか。

提供先において個人関連情報を「個人データとして取得することが想定されるとき」に適用されます。

条文の文言	内　容
「個人データとして取得する」	● 提供先の第三者において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして利用しようとする場合 ※　提供先の第三者が、個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合は、提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、直ちに「個人データとして取得する」に該当しない。
「想定される」	● 「個人データとして取得する」ことを現に想定している場合、又は一般人の認識（※）を基準として通常想定できる場合 ※　同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を前提とする認識

個人関連情報の第三者提供規制

？「個人データとして取得することが想定されるとき」に該当しないよう、契約等による対応を行うことは可能ですか？

提供元及び提供先の契約等において、提供を受けた個人関連情報を個人データとして利用しない旨が定められている場合には、通常、「個人データとして取得する」ことが想定されず、法第26条の2は適用されません。この場合、提供元は、提供先における個人関連情報の取扱いの確認まで行わなくとも、通常、「個人データとして取得する」ことが想定されないことになります。

？今回の規制において、「同意」は、誰が取得すればよいのでしょうか？

同意を取得する主体は、本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先ですが、同等の本人の権利利益の保護が図られることを前提に、同意取得を提供元が代行することも認められます。

いずれの場合であっても、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する主体、対象となる個人関連情報の項目、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した後の利用目的等について、本人が認識できるようにする必要があります。

？提供先において同意を取得する場合、提供元はどのような確認を行えばよいでしょうか？

提供元は、当該第三者から申告を受ける方法等によって本人同意が得られていることを確認することになりますが、提供先の第三者から申告を受ける場合、提供元は、その申告内容を一般的な注意力をもって確認すれば足ります。

（参考）提供先における同意取得について

●本人に対する説明を行い、同意を取得する主体は、本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先の第三者である。

▶ **提供先による同意取得に関しては、「誰が」「何を」「どのように」利用するか認識できる状況**を確保する必要がある。

「誰が」

利用の主体となる提供先が自ら同意を取得する場合、本人は利用の主体を認識することができ、主体を明示するという要請は満たされる。

「何を」

提供を受ける個人関連情報について、本人が個人関連情報の取扱状況を認識できるよう、**その対象を特定できるようにする必要がある**。

「どのように」

個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、法第18条により**通知又は公表を行う必要があるが、提供先において同意を取得する際には同時に当該利用目的についても本人に示すことが望ましい**。

（参考）提供先で同意取得する場合の一般的なフロー

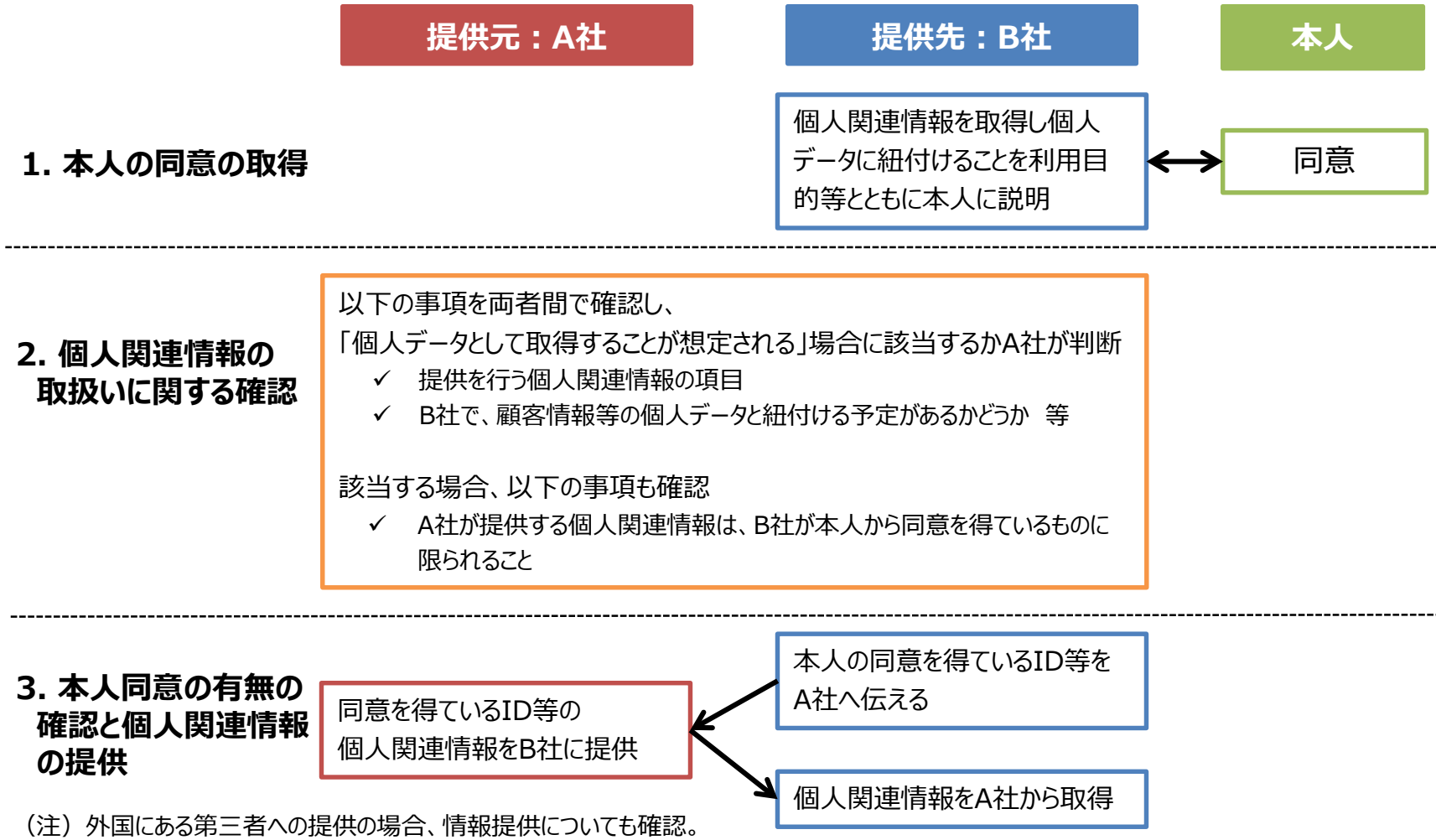

（注）上記フロー図は一例であり、１．と ２．が前後する場合等もある。

（参考）提供元における同意取得の代行について

●提供元による同意取得の代行の際の要件として以下が求められる。

▶ 提供元が提供先の同意取得を代行する場合、**提供元で適切に同意取得させた上で、**かつ**「誰が」「何を」「どのように」利用するか認識できる状況**を確保する必要がある。

提供先の義務

提供元が同意取得を代行する場合であっても、**提供先が同意取得の主体であることに変わりはなく、提供先は提供元で適切に同意取得させなければならない**（※）。

（※）提供元で適切に同意取得していないにも関わらず、提供先が個人関連情報を個人データとして取得した場合、「不正取得」に該当し得る。

「誰が」

提供元が同意取得を代行する場合、本人は利用の主体を認識することができないことから、**提供先を個別に明示する必要がある**。

「何を」

提供する個人関連情報について、本人が個人関連情報の取扱状況を認識できるよう、**その対象を特定できるようにする必要がある**。

「どのように」

個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、**提供先において**法第18条により**通知又は公表を行う必要がある**。

（参考）提供元で同意取得を代行する場合の一般的なフロー

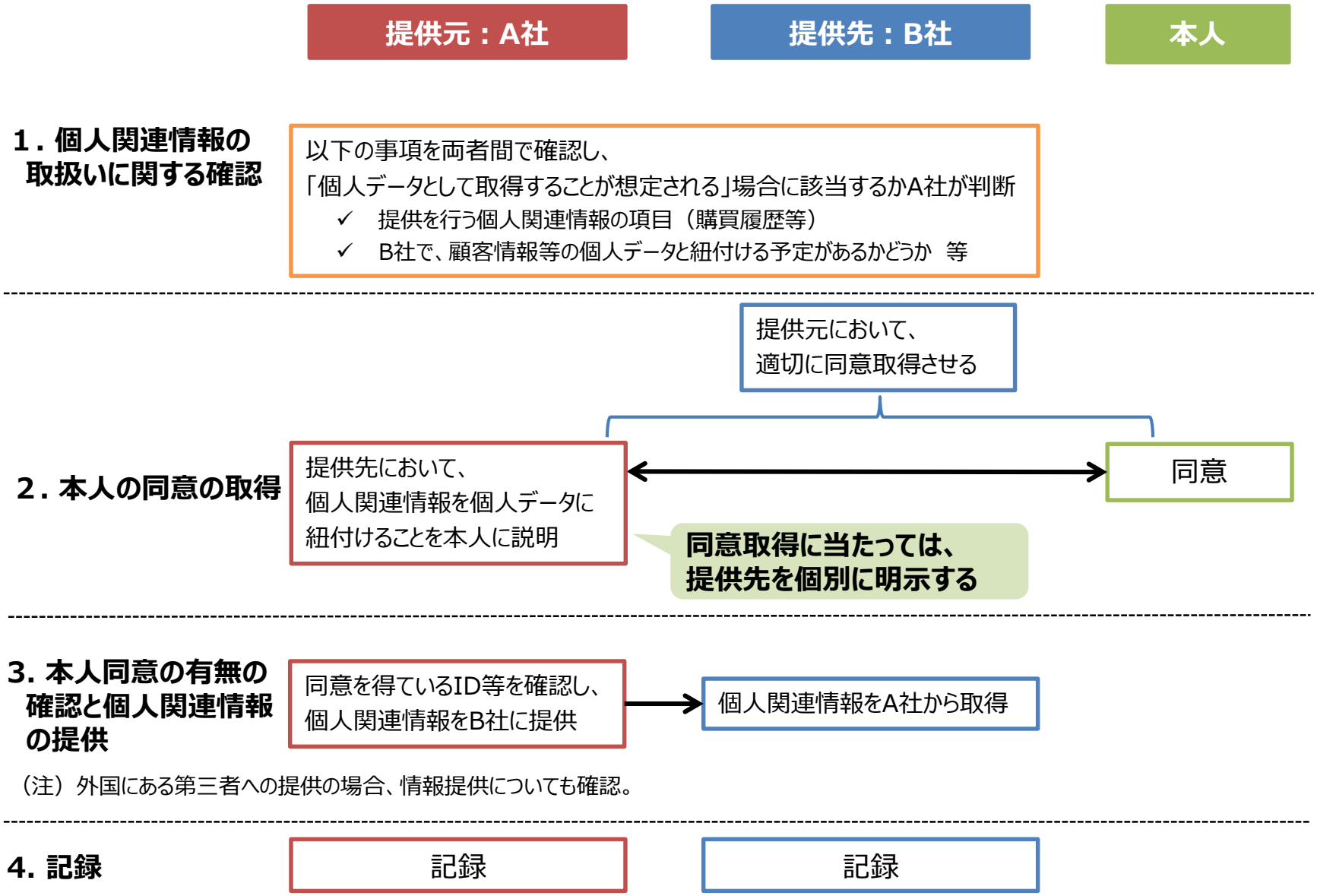

（参考）提供元の個人関連情報取扱事業者における記録事項

提供元における記録事項

	提供年月日	第三者の氏名等	本人の氏名等	個人データ（個人関連情報）の項目	本人の同意等
個人関連情報の第三者提供	○	○		○	○
（参考）個人データの本人の同意による第三者提供		○	○	○	○
（参考）個人データのオプトアウトによる第三者提供	○	○		○	

提供元における記録のイメージ

提供先　A株式会社（東京都千代田区○○・代表取締役△△）

本人の同意が得られている旨を確認した旨	提供先であるA株式会社に、同社がユーザー登録の際に必要な情報を提供した上で、個人関連情報に係る本人の同意を取得している旨確認
個人関連情報を提供した年月日	令和３年４月１日～令和３年４月30日
当該個人関連情報の項目	CookieID、ウェブサイトの閲覧履歴

（参考）クッキー等の第三者提供に係る基本的な考え方（イメージ）

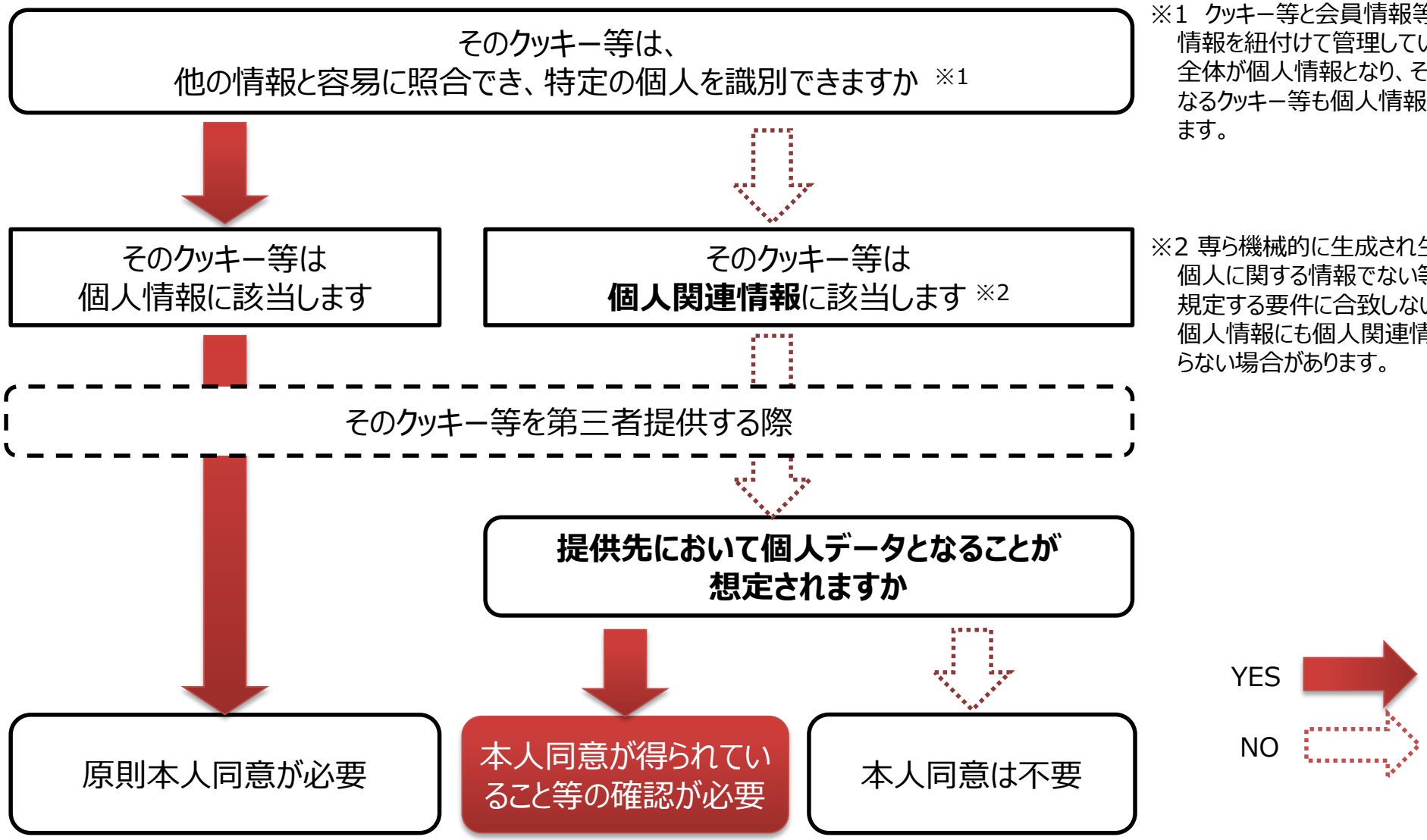

※1　クッキー等と会員情報等の個人情報を紐付けて管理している場合、全体が個人情報となり、その一部となるクッキー等も個人情報に該当します。

※2 専ら機械的に生成され生存する個人に関する情報でない等、法で規定する要件に合致しない場合は、個人情報にも個人関連情報にもならない場合があります。

（現行23条１項）
※：個人データの場合

（26条の2）

越境移転に係る情報提供の充実

●外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等**を求める。

現　行	改正後
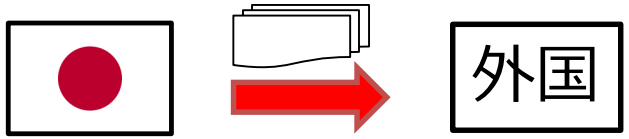	各要件に基づく移転時、それぞれ以下を義務付け
外国にある第三者に個人データを提供できる要件 本人の同意	本人からの同意取得時に、以下の情報を提供（§24②） ・移転先の**所在国の名称** ・当該**外国における個人情報の保護に関する制度** ・移転先が講ずる**個人情報の保護のための措置**
基準に適合する体制を整備した事業者	① 移転元に対し以下の「必要な措置」を求める ・移転先における**適正取扱いの実施状況等の定期的な確認** ・移転先における適正取扱いに**問題が生じた場合の対応** ＋ ② 本人の求めに応じて「必要な措置」に関する情報を提供（§24③）
我が国と同等の水準国（ＥＵ、英国）	

※この他、「法令に基づく場合」等の例外要件あり。

越境移転に係る情報提供の充実

？「外国における個人情報の保護に関する制度」について、どの程度詳細な情報の提供が求められますか？

「外国における個人情報の保護に関する制度」については、網羅的な調査を求めるものではありません。もっとも、本人の予見可能性を高めるという制度趣旨を踏まえ、**我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異を合理的に認識できる情報**を提供しなければならず、具体的には、以下の①～④の観点を踏まえる必要があります。

① **移転先国における個人情報の保護に関する制度の有無**

② **移転先国の個人情報の保護に関する制度について一定の指標となり得る情報の有無**

（例：APEC越境移転プライバシールール（CBPR）の加盟国である、GDPR第45条に基づく十分性認定の取得国である　等）

③ **OECDプライバシーガイドライン８原則に対応する事業者の義務又は権利の不存在**

（例：原則としてあらかじめ特定した利用目的の範囲内で利用しなければならない旨の制限の不存在、事業者が保有する個人情報の開示の請求に関する本人の権利の不存在　等）

④ **その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在**

（例：事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度、事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度　等）

越境移転に係る情報提供の充実

？ 「外国の個人情報の保護に関する制度」について、一部正確でない情報を本人に提供してしまった場合、義務違反になりますか？

本人に提供する情報については、**一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認したものであれば足りる**と考えられます。

「適切かつ合理的な方法」の例：
- 移転先の第三者に照会すること
- 我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を参照すること　等

？ 個人情報保護委員会が「外国の個人情報の保護に関する制度」について情報を公表すべきでないですか？

個人情報保護委員会においても、外国の個人情報保護制度について、事業者の参考となるような一定の情報をとりまとめ、公表する予定です。

越境移転に係る情報提供の充実

？「移転先が講ずる個人情報の保護のための措置」について、どの程度の情報提供が求められますか？

「移転先が講ずる個人情報の保護のための措置」についても、本人の予見可能性を高めるという制度趣旨を踏まえ、**個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を合理的に認識できる情報**を提供する必要があります。

具体的には、移転先において、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置を講じていない場合には、当該講じていない措置の内容について情報提供する必要があります。

「移転先が講ずる個人情報の保護のための措置」についての情報提供の例：

- 移転先において、個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置の一部（例：利用目的の通知・公表）を講じていない場合

  「移転先は、概ね個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じていますが、取得した個人情報についての利用目的の通知・公表を行っていません。」

越境移転に係る情報提供の充実

？ 移転先の国が不明の場合や、多数の国に移転する可能性がある場合はどうすれば良いですか？

本人の同意を得ようする時点で、移転先の国が特定できる場合には、全ての外国の制度に関する情報等を、本人に提供しなければなりません。

一方、本人の同意を得ようとする時点で、移転先の外国を特定できない場合には、原則として**その旨及びその理由を本人に情報提供すれば足ります**。ただし、移転先の外国が特定できないとしても、**移転先の外国の範囲**など、移転先の外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合には、当該情報についても、本人に提供する必要があります。

？ 本人への情報提供について、移転元の個人情報取扱事業者のウェブサイトに情報を掲載することは認められますか？

例えば、移転元の個人情報取扱事業者のウェブサイトにおいて、法第24条第１項に規定する外国にある第三者への提供を認める旨の**本人の同意を得ようとする際に、本人に提供すべき情報を画面上に表示することは、**本人への情報提供の手段として**許容される**ものと考えられます。

越境移転に係る情報提供の充実

？ 基準に適合する体制を整備した事業者に対する個人データの越境移転の場合に、移転元の個人情報取扱事業者に求められる「移転先における適正取扱いの実施状況等の定期的な確認」とは、どのようなものですか？

移転先が基準に適合する体制を整備していることを根拠として個人データの越境移転を行った場合、移転元は、**適切かつ合理的な方法**により、

- 移転先による当該個人データの**適正取扱いの実施状況**

  （例：移転元と移転先との間の委託契約により移転先の体制を整備している場合：当該委託契約の遵守状況）

- 移転先の所在国における**適正取扱いの実施に影響を及ぼすおそれのある制度**の有無及び内容

  （例：事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度、事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度　等）

を、**年に1回程度又はそれ以上の頻度**で確認する必要があります。

「適切かつ合理的な方法」による確認の例：
- 移転先の第三者から書面による報告を受けること　等

越境移転に係る情報提供の充実

基準に適合する体制を整備した事業者に対する個人データの越境移転の場合に、移転元の個人情報取扱事業者に求められる「移転先における適正取扱いに問題が生じた場合の対応」とは、どのようなものですか？

移転先による個人データの適正取扱いに問題が生じた場合には、これを**解消するために必要かつ適切な措置**を講ずる必要があります。

必要かつ適切な措置の例：

- 移転先との間で委託契約を締結している場合で、移転先の第三者が契約上の義務に違反して個人データを取り扱っている場合に、これを是正するよう要請すること　等

また、移転先による適正取扱いの継続的な実施の確保が困難となった場合、**それ以降、当該移転先に対する個人データの提供を停止**する必要があります。

移転先による適正取扱いの継続的な実施の確保が困難となった場合の例：

- 移転先の第三者との間で委託契約を締結している場合で、移転先の第三者が契約上の義務に違反して個人データを取り扱っている場合に、これを是正するよう要請したにもかかわらず、合理的な期間内にこれを是正しない場合
- 外国にある事業者において日本にある個人情報取扱事業者から提供を受けた個人データに係る重大な漏えい等が発生した後、同様の漏えい等の発生を防止するための必要かつ適切な再発防止策が講じられていない場合　等

越境移転に係る情報提供の充実

？ 本人の求めに応じて提供する必要がある「必要な措置」に関する情報とは、どのようなものですか？

本人の求めがあった場合、移転元は、移転先の第三者による適正取扱いの継続的な実施の確保のために講じた「必要な措置」について、例えば、以下のような情報を提供する必要があります。

「必要な措置」に関する情報提供の例（A国に所在する第三者に対し委託に伴う個人データの提供の場合）：

- **基準適合体制の整備の方法：**
  移転先との間の契約
- **移転先が講ずる相当措置の概要：**
  移転先との契約において、特定した利用目的の範囲内で個人データを取り扱う旨、不適正利用の禁止、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託の禁止、漏えい等が発生した場合には移転元が個人情報保護委員会への報告及び本人通知を行う旨、個人データの第三者提供の禁止等を定めているを定めている
- **移転先の第三者が所在する外国の名称：**
  A国
- **移転先による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度：**
  事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度が存在する
- **確認の頻度及び方法：**
  毎年、移転先から書面による報告を受ける形で確認している
- **移転先による相当措置の実施に支障が生じた場合の対応等：**
  移転先が、契約上の義務を遵守せず、相当措置の継続的な実施の確保が困難であるため、個人データの提供を停止した

（参考）個人情報保護制度見直しの全体像

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年５月19日公布）

① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の**3本の法律を1本の法律に統合**するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても**統合後の法律において全国的な共通ルールを規定**し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。**

② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。**

③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化。**

④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。**

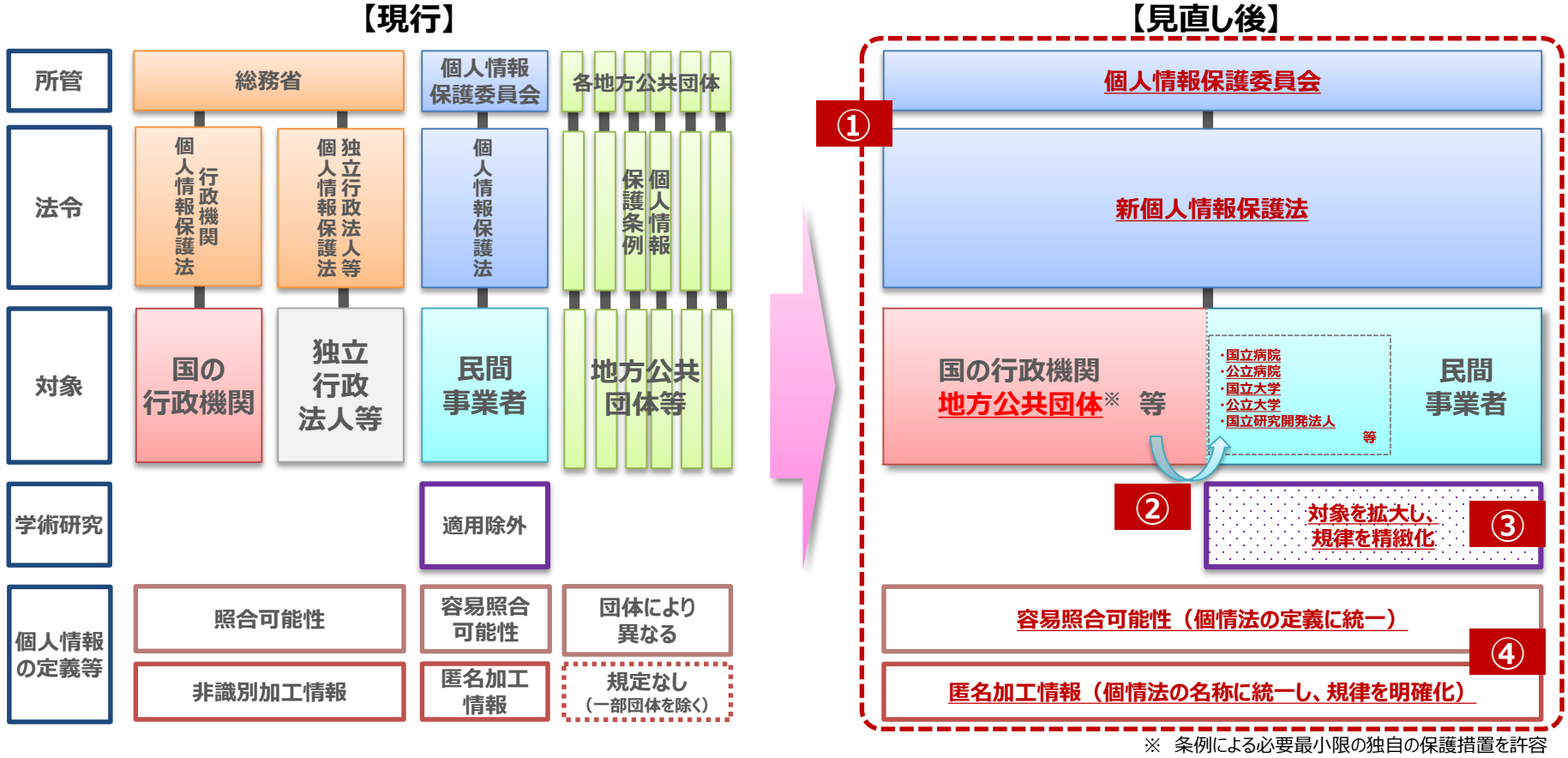

※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

●本資料は、令和２年改正個人情報保護法、政令、規則、ガイドライン（案）の概要をまとめたものであり、事業者の義務や例外規定の全てを記載したものではありません。

●今後、ガイドライン（案）の意見公募の結果等によって、内容が変更される可能性があります。

●個人情報保護法のより詳細な内容については、個人情報保護委員会のＨＰ等をご参照下さい。